

大気汚染に係る事故時の措置について

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、悪臭防止法、埼玉県生活環境保全条例、特定化学物質適正管理指針で規定される事故が発生した場合は、直ちにその事故について応急措置を講じるとともに、速やかに事故の復旧に努めなければなりません。

また、直ちにその事故の状況を市に通報しなければなりません。

1 各法令等で規定される事故

大気汚染防止法 第17条

◆対象となる事故◆

ばい煙発生施設（ボイラー、金属溶解炉など）又は特定施設（特定物質 28 物質を発生させる施設）について故障、破損その他事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたとき。

◆対象物質◆

ばい煙 又は 特定物質（全28物質）

- 1 いおう酸化物
- 2 ばいじん
- 3 有害物質
 - ・窒素酸化物
 - ・カドミウム及びその化合物
 - ・塩素及び塩化水素
 - ・ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素
 - ・鉛及びその化合物

- | | | |
|------------|-----------------|--------------|
| 1 アンモニア | 11 アクロレイン | 21 二酸化セレン |
| 2 ふっ化水素 | 12 二酸化硫黄 | 22 クロルスルホン酸 |
| 3 シアン化水素 | 13 塩素 | 23 黄りん |
| 4 一酸化炭素 | 14 二硫化炭素 | 24 三塩化りん |
| 5 ホルムアルデヒド | 15 ベンゼン | 25 臭素 |
| 6 メタノール | 16 ピリジン | 26 ニッケルカルボニル |
| 7 硫化水素 | 17 フェノール | 27 五塩化りん |
| 8 りん化水素 | 18 硫酸(三酸化硫黄を含む) | 28 メルカプタン |
| 9 塩化水素 | 19 ふっ化けい素 | |
| 10 二酸化窒素 | 20 ホスゲン | |

ダイオキシン類対策特別措置法 第23条

◆対象となる事故◆

特定施設（廃棄物焼却炉、電気炉など）の故障、破損その他事故が発生し、ダイオキシン類が大気中に多量に排出されたとき。

◆対象物質◆

ダイオキシン類

悪臭防止法 第10条

◆対象となる事故◆

工場・事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたとき。

◆規制基準◆

本市では、市域を第1地域と第2地域に区分し、工場・事業場の敷地境界線、気体排出口、排水水について、臭気指数による規制基準を定めています。

区分	第1地域 (第2地域以外の地域)	第2地域 (工業地域及び工業専用地域)
敷地境界線	臭気指数 15	臭気指数 18
気体排出口	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出	
排水水	臭気指数 31	臭気指数 34

注) 1 臭気指数：臭気濃度の値の対数に10を乗じた数値 臭気指数=10×log(臭気濃度)
 2 臭気濃度：人間の嗅覚で臭気を感知することができなくなるまで希釈した場合におけるその希釈倍数

埼玉県生活環境保全条例 第109条

◆対象となる事故◆

工場・事業場において施設、設備等の故障、破損その他の事故等の発生により、大気汚染の原因となる物質が大気中に排出されたことにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるとき。

◆対象物質◆

埼玉県生活環境保全条例施行規則で定める物質（全31物質）

1 アクロレイン	12 臭素	23 ぶっ化水素
2 アンモニア	13 テトラクロロエチレン	24 ぶっ素
3 塩化水素	14 トリクロロエチレン	25 ベンゼン
4 塩素	15 鉛及びその化合物	26 ホスゲン
5 黄りん	16 二酸化硫黄	27 ホルムアルデヒド
6 カドミウム及びその化合物	17 二酸化セレン	28 メタノール
7 クロルスルホン酸	18 ニッケルカルボニル	29 硫化水素
8 五塩化りん	19 二硫化炭素	30 硫酸（三酸化硫黄を含む）
9 三塩化りん	20 ビリジン	31 りん化水素
10 シアン化水素	21 フェノール	
11 シクロロメタン	22 ぶっ化けい素	

特定化学物質適正管理指針 第5第3項

◆対象となる事故◆

特定化学物質取扱事業者による、特定化学物質等に係る事故が発生し、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるとき。（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、埼玉県生活環境保全条例に規定する事故を除く。）

◆対象物質◆

埼玉県生活環境保全条例で定める特定化学物質（全663物質）

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/3/7566.html>

2 事故が起きてしまったら

- 1 従業員・周辺にいる方の安全を確保してください。
- 2 事故の発生について、関係各所に通報してください。
（例）警察署、消防署、労働基準監督署、市環境保全課 等
- 3 応急措置を講じてください。
- 4 関係各所へ対応報告を行ってください。

環境保全課への対応報告は、下記の様式により行ってください。

◆大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、悪臭防止法、特定化学物質適正管理指針に係る事故の報告・・・「様式1 事故発生報告書」

◆埼玉県生活環境保全条例に係る事故の報告・・・「様式第46号（第84条関係） 事故発生報告書」
様式は以下よりダウンロードできます。

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/10/46433.html>

お問い合わせ

川口市環境部 環境保全課 大気係

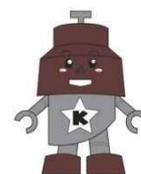
電話：048-228-5389

FAX：048-228-5311

〒332-0001

埼玉県川口市朝日 4-21-33

（朝日環境センター・リサイクルプラザ棟 4階）



川口市マスコット
「きゅほらん」